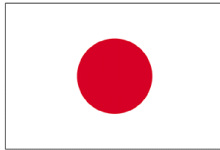


# EPA活用マニュアル



・・・日本インドCEPA版・・・



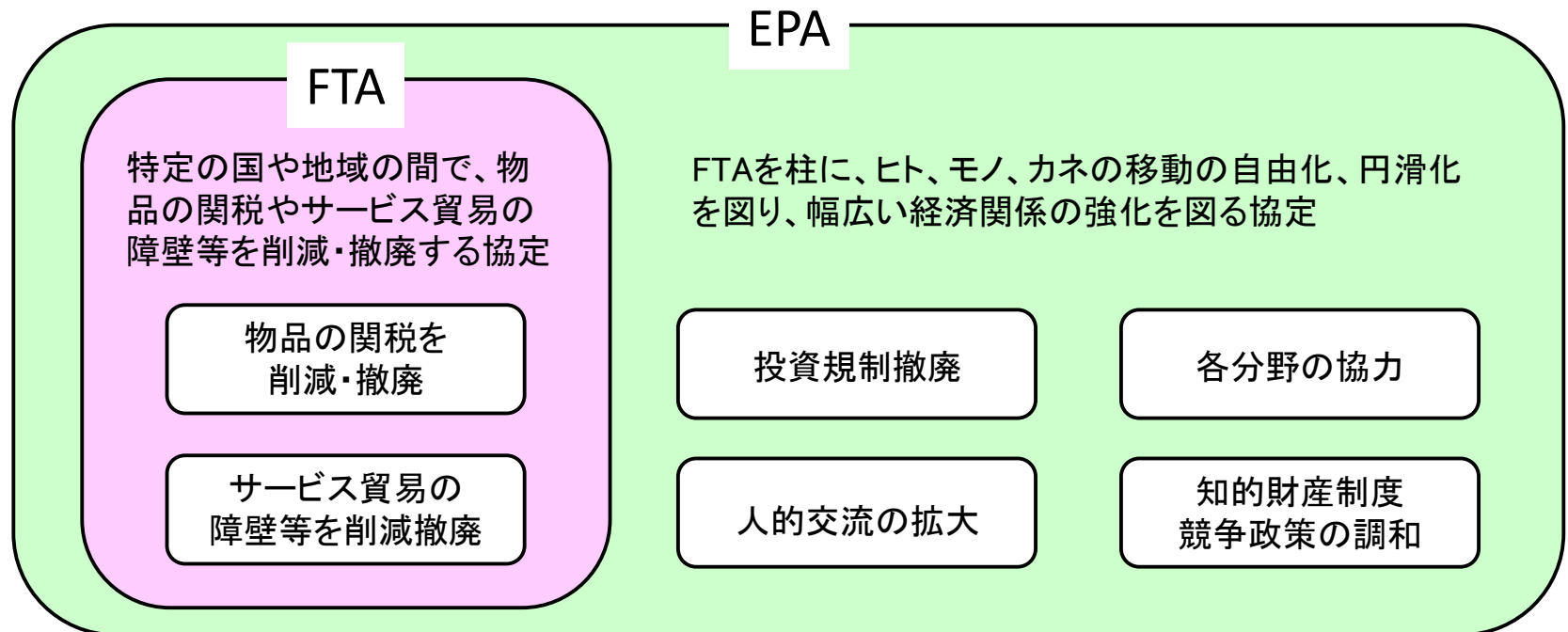
第1部	特恵税率適用までの流れ	02～08頁
第2部	関税率表の見方	09～16頁
第3部	譲許表の見方	17～20頁
第4部	原産地規則とは何か	21～24頁
第5部	原産地証明書の取得	25～30頁
第6部	積送基準、GSPなど	31～34頁

2017年12月15日更新

ジェトロ・貿易投資相談課

日本インド経済連携協定(EPA)は  
2011年8月1日発効！

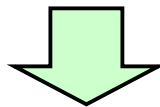
経済連携協定 EPA・・Economic Partnership Agreement  
自由貿易協定 FTA・・Free Trade Agreement



## 日インドCEPAの発効により・・・

- ★ 日本からインドに輸出する物品、および  
インドから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
  - 即時撤廃になるもの
  - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
  - 割当量以内で減税あるいは無税
  - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
  - 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの

- ★ 日インド(CEPA)特恵税率  
・・・日インドCEPAによって、削減・撤廃される税率



- ★ インドに輸出(またはインドから輸入)する物品の特恵税率を調べ、  
特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

## EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

### 1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からインドに輸出・・・インド側EPA特恵関税率表を確認

インドから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認

将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

### 2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること

2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

### 3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbByCountryAll.php>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品目や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので、注意!

### 4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

### 5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

## EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

### 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php>

### 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

### 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

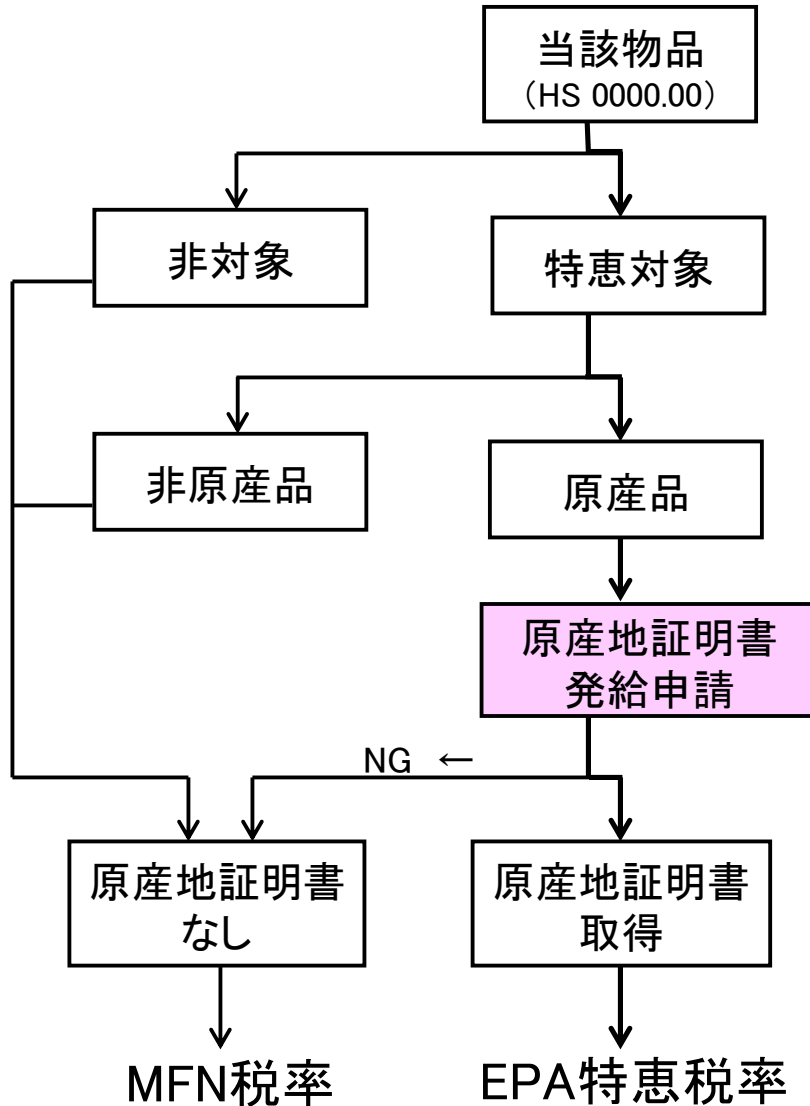
EPA/FTAには再協議品や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので注意!

### 4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa\\_manual.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html)

## 日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

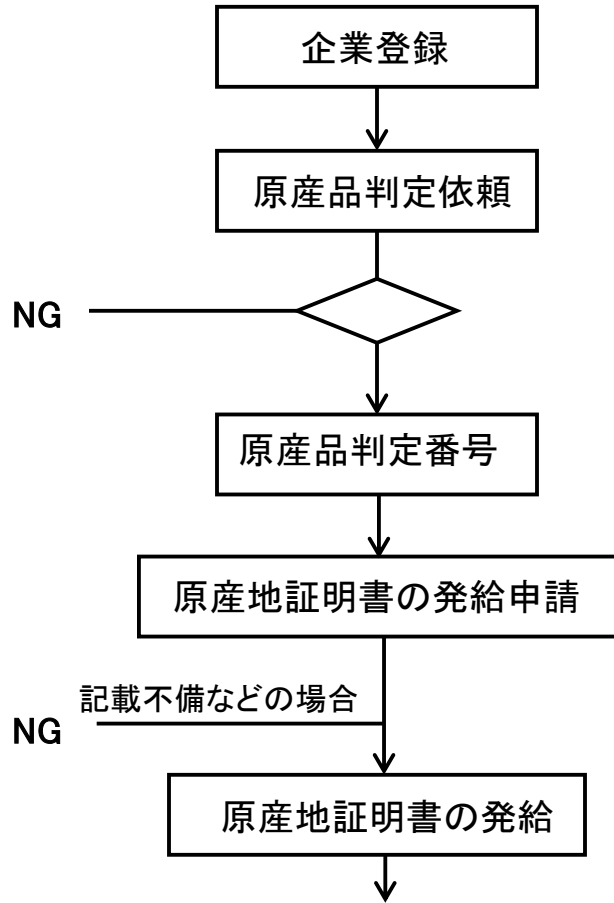
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	インド側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	インドで

## 原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付  
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>



## 関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
  - HSコードとは…すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
  - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる  
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
  - 日本の関税率  
税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
  - インドなど世界各国の関税率  
ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の次年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(18頁以降参照)
  - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に関税撤廃
  - 「B」の品目は段階的に毎年引き下げ…発効日に最初の引き下げが行われ、以降、毎年4月1日に引き下げられる

(注)インドのHS8408.2020、8708.4000は除く

## (参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

### ★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

### ★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

### ★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

### ★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203\\_jr.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm)

「輸入貨物の品目分類事例」

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

## (参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

### ★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

### ★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	<a href="http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm">http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm</a>
税関「輸出統計品目表2017年版」	<a href="http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7">http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7</a>
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	<a href="http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/">http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/</a>
税関「輸出入手続きの便利な制度」	<a href="http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a">http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a</a>
税関「輸入申告書」	<a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf</a>
税関「輸入申告書記載要領」	<a href="http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf">http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf</a>

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261  
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000  
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001  
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372  
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700  
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100  
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100  
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

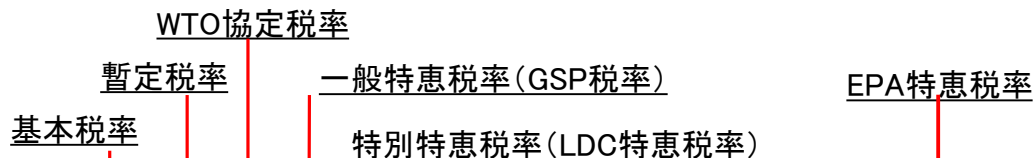
# 日本の実行関税率表

財務省関税局のウェブサイト  
 実行関税率表(2016年6月版)

[http://www.customs.go.jp/tariff/2016\\_6/index.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm)

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生產品  
 第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。  
 2016年6月7日現在



統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate										関税率(最近適用決定) Tariff rate (EPA)										単位 Unit		
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	スロバキア Slovakia	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の鞍馬の鞍馬以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬以外の用途に供するものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)																				NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭																				NO
010.29	その他のもの																							
100	1 鞍馬以外のものである旨が法令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)																				NO
	2 その他のもの																							
210	① 鞍馬(鞍馬の鞍馬の鞍馬以外の用途に供するものであり、かつ、鞍馬以外の用途に供するものである旨が法令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)																				NO
290	② その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭																				NO
010.20000	ろ馬	無税		(無税)																				NO
010.80000	その他のもの	無税		(無税)																				NO

出所: 関税局ウェブサイト

## 関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences） 特惠原産地証明書（Form A）が必要
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率

	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

# 日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

# ジェットロ・ウェブサイトからインドの関税率を調べる

## 世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

### 輸出

輸出のコンテンツ一覧

## 世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

### ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

### 収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特恵税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

### 初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

### 登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

## WorldTariff®

Global trade. Optimized.  
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

### Registered WorldTariff Users

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [パスワードをリセット](#)

[ログイン](#)

### Need to Register?

Access comprehensive duty and tax data for over 175 customs areas.

Register now or learn more about WorldTariff benefits. [登録](#)

### News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

[More News](#)

### Contact Us

WorldTariff Customer Service  
(24 hours a day, 7 days a week)  
1 866.268.7602  
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters  
FedEx Trade Networks  
6075 Poplar Ave., Suite 300  
Memphis, TN 38119

# WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック

WorldTariff | マイアカウント

WorldTariff<sup>SM</sup>  
HS Number Search

クイックヘルプ 印刷版

仕向け国/輸出先  
India

類部名  
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項  
8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

テキスト 番号 リセット Submit

India - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

HS Number	Section Notes	MFN
8708	PARTS AND ACCESSORIES TO 8705:	
	- Bumpers and parts thereof	
8708.10.10	-- For tractors:	10%
8708.10.90	-- Other	10%
	- Other parts and accessories thereof	
8708.21.00	-- Safety seat belts	10%
8708.29.00	-- Other	10%
8708.30.00	- Brakes and servo-brakes	10%
8708.40.00	- Gear boxes and parts thereof	10%
8708.50.00	- Drive-axes with differential components, and nozzles	10%
8708.70.00	- Road wheels and parts thereof	10%
8708.80.00	- Suspension systems and parts thereof	10%
	- Other parts and accessories thereof	
8708.91.00	-- Radiators and parts thereof	10%
8708.92.00	-- Silencers (mufflers)	10%
8708.93.00	-- Clutches and parts thereof	10%
8708.94.00	-- Steering wheels, steering knuckles and parts thereof	10%
8708.95.00	-- Safety airbags with inflator system; parts thereof	kg 10%
8708.99.00	-- Other	kg 10%

WorldTariff<sup>SM</sup>  
HS Number Search

品目別規則

Agreement Specific Rules

仕向け国/輸出先  
India

類部名  
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項  
8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

テキスト 番号 リセット Submit

India - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

Section Notes Chapter Notes End Notes

Commodity Description  
8708 PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8706  
8708.70.00 - Road wheels and parts and accessories thereof

India Rules of Origin  
8708.40-8708.80 A change to subheading 8708.40 through 8708.80 from any other heading, provided that there is a qualifying value content of not less than 40 percent.

このツールを使って得た関税およびその他の税の検索結果は、為替レートの変動や関税率の流動性に基づき変わる可能性があります。

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

- ①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
  - ②どの税率を適用しているかが表示される
- MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最惠国待遇)

WorldTariff<sup>SM</sup>  
HS Number Search

Preferential Duties and Taxes

仕向け国/輸出先  
India

類部名  
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof

項  
8708 - PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701

テキスト 番号 リセット Submit

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate
ADE	10%
Ed Cess 1	3%
ADC	4%
Ed Cess 2	3%

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	10%	MFN Applied
Algeria	10%	MFN Applied
Angola	10%	MFN Applied
Argentina	10%	MFN Applied
Armenia	10%	MFN Applied
Australia	10%	MFN Applied
Austria	10%	MFN Applied
Azerbaijan	10%	MFN Applied
Bahrain	10%	MFN Applied
Bangladesh	10%	MFN Applied
Bhutan	10%	MFN Applied
Bolivia	10%	MFN Applied
Brazil	10%	MFN Applied
Bulgaria	10%	MFN Applied
Canada	10%	MFN Applied
Chad	10%	MFN Applied
China	10%	MFN Applied
Cuba	10%	MFN Applied
Cyprus	10%	MFN Applied
Czechia	10%	MFN Applied
Dominican Republic	10%	MFN Applied
Egypt	10%	MFN Applied
Ecuador	10%	MFN Applied
Egypt	10%	MFN Applied
El Salvador	10%	MFN Applied
Equatorial Guinea	10%	MFN Applied
Ethiopia	10%	MFN Applied
Euro Area	10%	MFN Applied
European Union	10%	MFN Applied
Guatemala	10%	MFN Applied
Hong Kong	10%	MFN Applied
Honduras	10%	MFN Applied
India	7.3%	India-Japan Comprehensive Economic Partnership Agreement
Jordan	10%	MFN Applied
Kazakhstan	10%	MFN Applied
Kenya	10%	MFN Applied
Kuwait	10%	MFN Applied
Kyrgyzstan	10%	MFN Applied

IN HS number 8708.70.00

譲許表

Commodity Description	MFN	IN-JP CEPA
PARTS AND ACCESSORIES OF THE MOTOR VEHICLES OF HEADINGS 8701 TO 8706:		
8708.70.00 - Road wheels and parts and accessories thereof	10%	7.3%

IN-JP CEPA B10  
Base rate 10%  
2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021  
9.1% 8.2% 7.3% 6.4% 5.5% 4.5% 3.6% 2.7% 1.8% 0.9% Free  
The first reduction is on August-1, 2011. Subsequent annual reductions are on April-1.



# 来年度以降の(EPA)特恵税率は譲許表で調べる...



ホームページ>外交政策>経済

## 経済

### 日・インド包括的経済連携協定

#### 協定全文

#### 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」

##### 和文テキスト

- 協定本体(PDF)
- 附属書一(第二章関係) 第十九条に関する表(PDF)
- 附属書二(第三章関係) 品目別規則(PDF)
- 附属書三(第三章関係) 運用上の証明手続(PDF)
- 附属書四(第六章関係) 金融サービス(PDF)
- 附属書五(第六章関係) 電気通信サービス(PDF)
- 附属書六(第六章関係) 第六十二条に関する特定の約束に係る表(PDF)
- 附属書七(第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束(PDF)
- 附属書八(第八章関係) 第九十条1に規定する措置に関する留保(PDF)
- 附属書九(第八章関係) 第九十条2に規定する措置に関する留保(PDF)
- 附属書十(第八章関係) 収用(PDF)

「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定第十三条に基づき日本政府と

##### 英文テキスト

#### 和文テキスト(PDF)

附属書一(第二章関係) 第十九条に関する表(PDF)

附属書二(第三章関係) 品目別規則(PDF)

附属書三(第三章関係) 運用上の証明手続(PDF)

附属書四(第六章関係) 金融サービス(PDF)

附属書五(第六章関係) 電気通信サービス(PDF)

附属書六(第六章関係) 第六十二条に関する特定の約束に係る表(PDF)

附属書七(第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束(PDF)

附属書八(第八章関係) 第九十条1に規定する措置に関する留保(PDF)

附属書九(第八章関係) 第九十条2に規定する措置に関する留保(PDF)

附属書十(第八章関係) 収用(PDF)

#### 英文テキスト

#### Annex 1

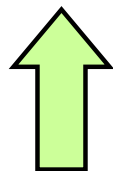
インド側譲許表126頁以降

## 外務省

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/lj\\_india/jyobun.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/lj_india/jyobun.html)

## インドの特恵税率はインド譲許表に記載 (英文テキストの278～520頁)

Column 1 Tariff item number	Column 2 Description of goods	Column 3 Base Rate	Column 4 Category
080221	Hazelnuts or filberts (Corylus spp.): In shell		
08022100	In shell	30	B10
080222	Shelled		
08022200	Shelled	30	B10
	Walnuts:		
080231	In shell		
08023100	In shell	30	B10
080232	Shelled		
08023200	Shelled	30	B10
080240	Chestnuts (Castanea spp.)		
08024000	Chestnuts (Castanea spp.)	30	B10
080250	Pistachios		
08025000	Pistachios	30	B10
080260	Macadamia nuts		
08026000	Macadamia nuts		X
080290	Other		
	Betel nuts:		
08029011	Whole		X
08029012	Split		X
08029013	Ground		X
08029019	Other		X
08029090	Other		X
0803	Bananas, including plantains, fresh or dried.		
08030000	Bananas, including plantains, fresh or dried	30	B10
0804	Dates, figs, pineapples, avocados, guavas, mangoes and mangosteens, fresh or dried.		
080410	Dates		



日本語の品目名は輸出統計品目表などで確認

当該品目のHSコード(上6桁は各国共通)  
輸出実績があれば過去のHSコードを確認  
輸出実績が無ければ輸入者を通じて輸入国  
税関に問い合わせる(詳細は12頁参照)



基準税率  
インド側基準税率は 2007年4月1日の  
実行最恵国税率に従ったもの  
(日本側基準税率は必ずしもMFN税率  
に一致しない。必ず最新のMFN税率も  
確認する)



撤廃までのスケジュール  
次頁以降参照

## インド・日本の譲許表4欄(区分)-1

4欄	内容	備考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目 対象品目： インド側⇒繊維製品のほとんど等 日本側⇒繊維製品のほとんど、医療用品、肥料、陶磁製品、鉄鋼製品、電気機器、鉄道用機器、自動車、精密機器等
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げ、基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ後、関税撤廃品目 n=5、7、10、15 初回引き下げ：協定発効日、次回以降引き下げ：毎年4月1日
Pa	協定の発効日から10.62% 2012年から9.68%    2013年から8.75% 2014年から7.81%    2015年から6.8% 2016年から5.94%    2017年から5.0%	インド側関税削減品目 対象品目：HS8408.2020 シリンダー容量250cc以上のエンジン
Pb	協定の発効日から11.25% 2012年から10.63%    2013年から10.0% 2014年から9.38%    2015年から8.75% 2016年から8.13%    2017年から7.5% 2018年から6.88%    2019年から6.25%	インド側関税削減品目 対象品目：HS8708.4000 ギアボックスとその部品
X	対象外品目（関税撤廃等の譲許なし）	対象外品目： インド側⇒乗用車、貨物自動車の一部、特殊用途自動車、自動車部品の一部、モーターサイクルの一部、履物の一部、冷蔵庫の一部、ミシンの一部等 日本側⇒マグロ・ます等魚の一部、酪農品、天然蜂蜜、鳥卵、米・小麦・大麦等穀物の一部、パイナップル・バナナ等

出所：外務省「日本・インド経済連携協定の附属書 第19条に関する表」

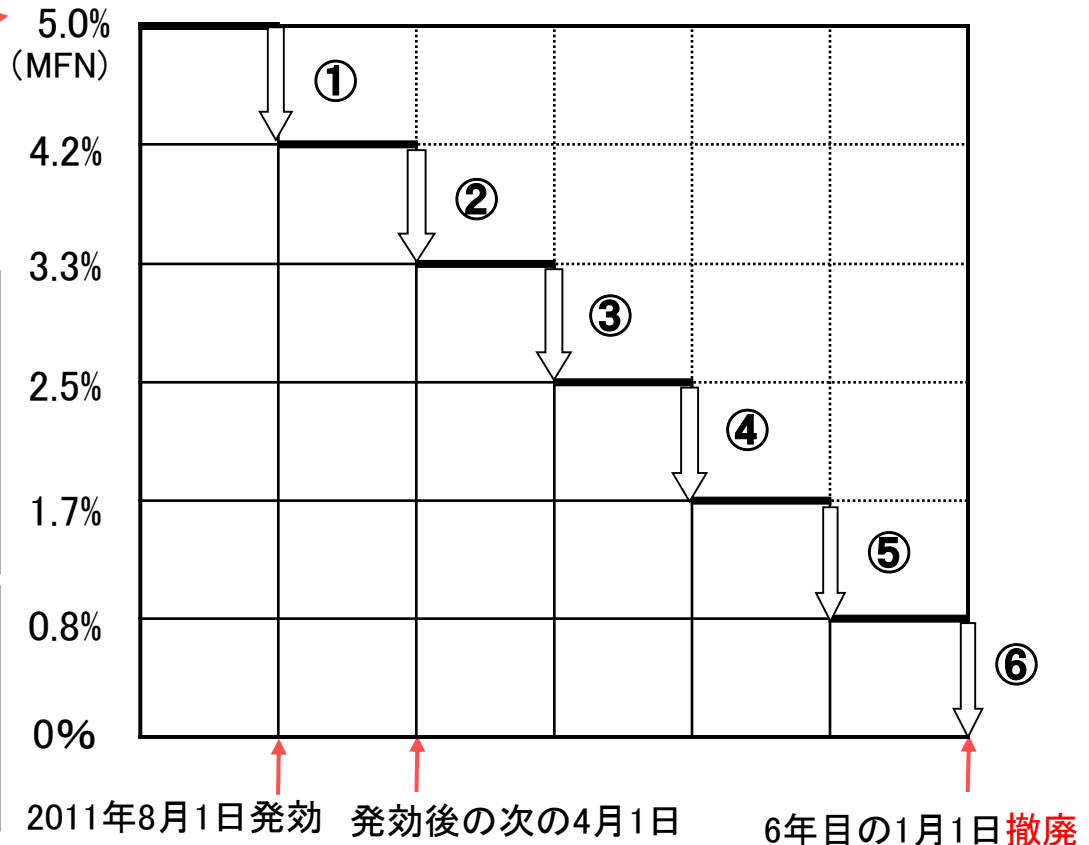
## 「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例) ばら(接木してあるかないかを問わない) HS0602.40.00  
 インド側譲許・・・B5(6年6回の毎年均等な引き下げによる関税撤廃)  
 基準税率(MFN税率)・・・5.0%

基準税率 5.0%  
 インドの場合、基準税率は  
 2007年4月1日現在の  
 MFN税率である。

X年目の税率の計算  
 1回目の削減幅  
 $5.0 \div 6 = 0.833$   
 X年目の税率は、  
 $5.0 - X \times 0.833$

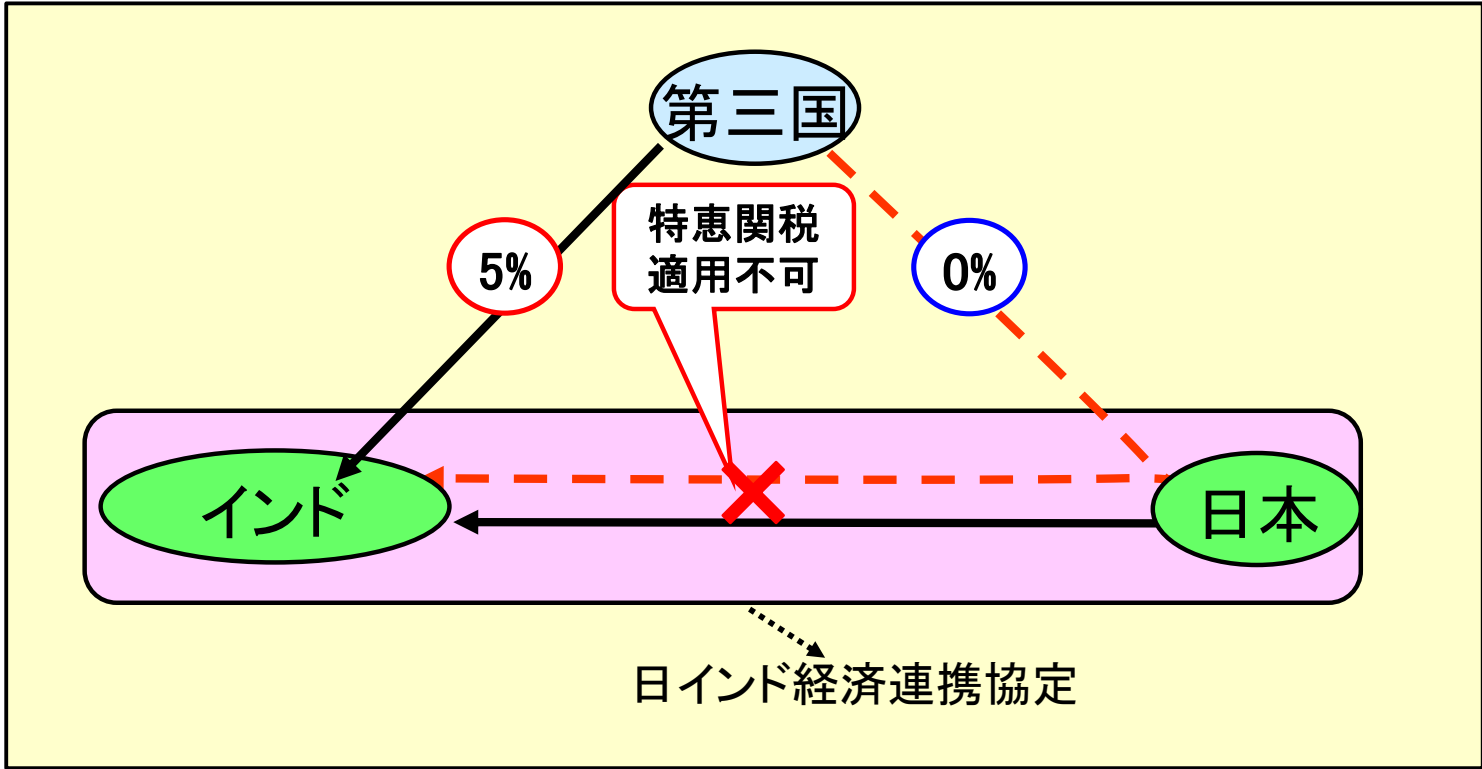
日インドCEPA発効以前の  
 一般特惠関税のほとんどは  
 日インドCEPA税率に取って  
 代わった(34頁参照)



## EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-インド経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り適用される**。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からインドに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



## 原産品判定基準 (1)

### (1) 完全生産品

当該締約国の領域において完全に得られる産品(協定文第28条に定めるもの)

### (2) 当該締約国で非原産材料を使用して得られる産品

#### (2)-(A) 一般ルール (一般原産地規則:品目別規則に規定のない品目に適用)

##### (2)-(A)-1 35%の付加価値基準

当該産品の原産資格割合(LVC)が35%以上であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

##### (2)-(A)-2 6桁の関税分類変更基準

当該産品の生産に使用された全ての非原産材料が項(6桁番号)の関税分類の変更が行われた産品

注:日本インドCEPAでは上記の2つの基準を満たす必要がある。

#### (2)-(B) 品目別規則 (2)-(A)の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には原産品とする

##### (2)-(B)-3 付加価値基準

##### (2)-(B)-4 関税分類変更基準

##### (2)-(B)-5 加工工程基準

## 原産品判定基準 (2)

輸出産品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、経済連携協定文第29条第1項の一般原産地規則と、品目ごとに同協定に定められている品目別規則(日本インド経済連携協定の場合、附属書2)に記載されている。品目別規則に原産地規則が規定されている品目はその原産地規則を、記載されていない品目は協定文第29条第1項の一般原産地規則を満たす必要がある。原産地証明書は、輸出産品がこの基準を満たしていることを審査の上、基準を満たしていれば発給される

	概要	適用される産品例
(1) 完全生産品	締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 非原産材料を用いて生産される産品	非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、第29条第1項の一般(原産地)規則、附属書2(品目別規則)に定める <b>実質的変更基準</b> を満たすもの	鉱工業品 日インド経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準と関税分類変更基準の双方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的
(2)-1 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:35%)以上となる場合に原産品とする	
(2)-2 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の生産国の原産品とする	
(2)-3 加工工程基準	各品目について、指定された製造作業または技術的な加工作業を掲示し、域内で当該加工が行われたことをもって原産品とする	繊維および繊維製品 日インド経済連携協定では繊維製品の場合、指定された加工工程作業を域内で行ったことを証明する必要がある

出所: 経済産業省原産地証明室監修「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

## 原産地規則(附属書2の見方)

### 第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部品及び付属品

8703.10	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカー その他これに類する車両	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第8703.10号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が50%以上であること</div>
8704.10	ダンプカー(不整地走行用に設計したものに限る)	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第8704.10の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が50%以上であること</div>

関税分類番号変更基準

付加価値基準

8703.10 (雪上車、ゴルフカートなど)は関税分類変更基準と付加価値基準の双方を満たせば原産品である

8704.10 (ダンプカーなど)は関税分類変更基準と付加価値基準を満たせば原産品である

(原文は縦書き)



## 原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

- ★ HSコードの表記： 2007年版HSコード
- ★ 発給機関：（日本側）日本商工会議所  
（インド側）商工省商務局税局
- ★ 提出時期：輸入申告時
- ★ 有効期間：1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス：受け入れ可
- ★ 遡及発給：あり（船積日から9カ月間）
- ★ 再発給：あり
- ★ 一般特惠（GSP）の原産地証明書（Form A）の代用は不可

出所：日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

## 企業登録申請に必要なデータ

### <企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

### <個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書  
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

## 原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
  - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
  - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
  - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
  - ①付加価値基準
  - ②関税分類変更基準
  - ③加工工程基準
  - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書（発給申請の手引き）より一部抜粋）

## 原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- |                              |   |
|------------------------------|---|
| (1) 発給申請者に係る情報               | 氏名(和文・英文)、企業登録番号、企業名(和文・英文)、役職(和文・英文)、郵便番号、所在地、電話番号、FAX、Eメール、担当者名等                                      |
| (2) 輸出者に係る情報:                | 企業登録番号、社名(和文・英文)、電話番号、FAX、郵便番号、所在地(和文・英文)、Eメール等   |
| (3) 輸入者に係る情報:                | 社名(英文)、所在地(英文)、電話番号、FAX等  |
| (4) 原産品判定番号:                 | HSコード、原産品名  |
| (5) 輸送手段:                    | 出航予定日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)  |
| (6) インボイス・産品・荷姿情報            | CE 番号、インボイス日付、インボイス発行者名と所在地(英文)、品名、数量・単位、包装数量・形態(Number and kind of package)、荷印・荷物番号(Marks and numbers) |
| (7) 手数料納付・証明書交付方法            | 手数料現金支払い・振込み、証明書窓口・郵送受取   |
| (8) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある |   |



# インド発行原産地証明書記載事項

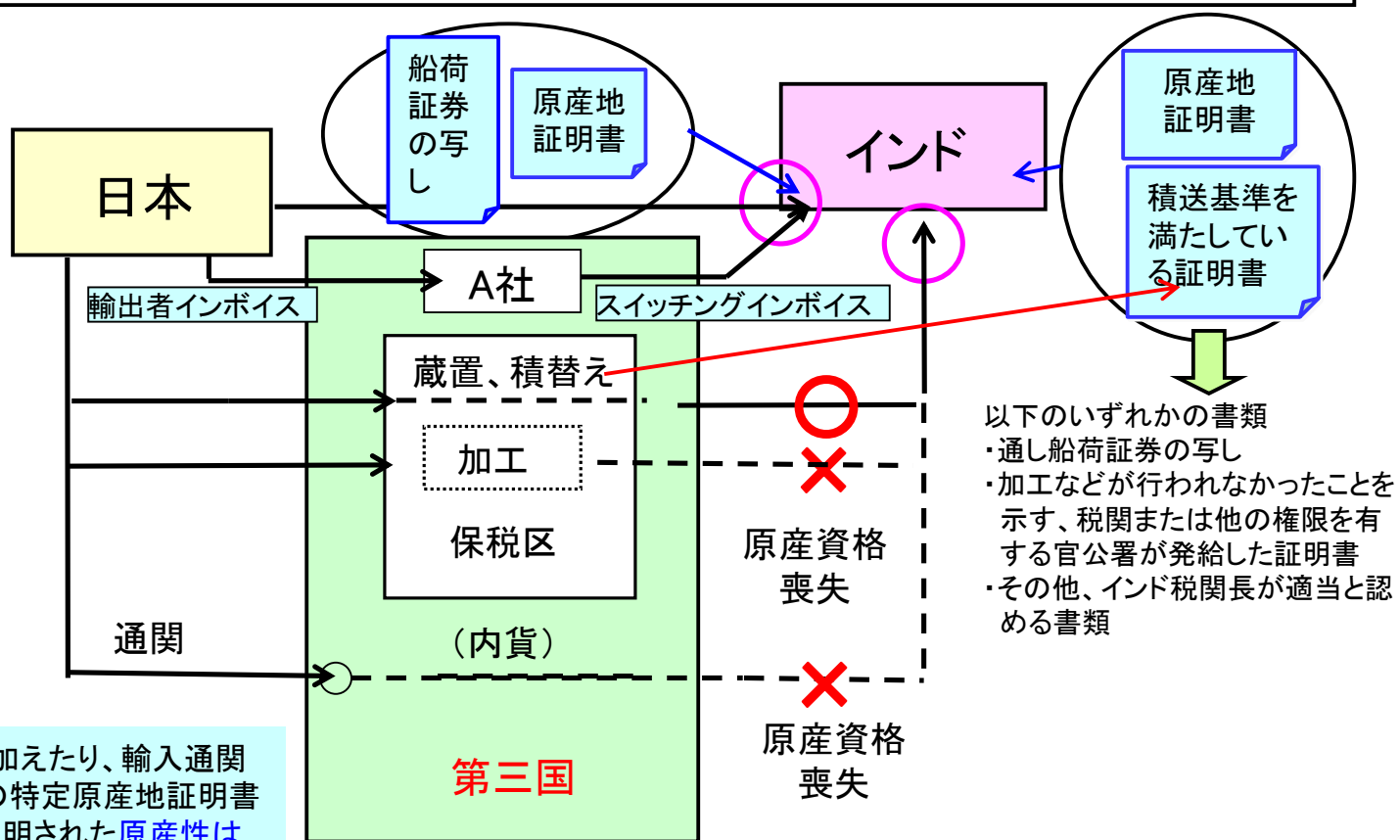
## 税関ウェブサイト

<http://www.customs.go.jp/roo/procedure/kisai/india.pdf>

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所及び国名		Certification No.	Number of page /	
2. Importer's Name, Address and Country: 輸入者の名称、住所及び国名		COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN  CERTIFICATE OF ORIGIN  Issued in _____		
3. Transport details (means and route) (as far as known) 積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分ける範囲で記入。  通及発給の場合、船積日を記載				
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number 商品毎の(必要に応じ)品番、記号・番号、包装個数・種類、商品名及びHS番号(2007年版)  <ul style="list-style-type: none"> <li>商品毎にHS6桁レベルでのHS関税分類番号を記載しなければならない。</li> <li>商品名の記載は、インボイス記載の商品名と(可能であれば)HS上の品名と実質的に一致させる。</li> </ul>		5. Preference criterion 特惠基準 "A"又は"B"のいずれか1つを必ず記載。 規定の適用がある場合、累積には「ACU」、僅少の非原産材料には「DMI」、代替性のある商品及び材料には「FGM」を記載。	6. Quantity 重量又はその他の数量 例えば、グロス重量又はネット重量	7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイス(第三国インボイスを含む。)の番号及び日付。ただし、第三国インボイスの番号が不明の場合には、輸出国で発行されるインボイスの番号・日付。
8. Remarks: <ul style="list-style-type: none"> <li>通及発給される場合には、発給当局は「ISSUED RETROACTIVELY」のボックスにチェック(✓)を付し、第3欄に船積日を記入。</li> <li>紛失等の理由により「再発給」される場合には、新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給され、第8欄で「CERTIFIED TRUE COPY」及び当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。この場合、当初の原産地証明書は無効となる。「再発給」された新規の原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。</li> <li>原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合  <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 第三国発行インボイス番号が不明している場合 「Third country Invoicing」のボックスにチェック(✓)を付し、第8欄に当該インボイスを発行する者の名及び住所を記入。</li> <li>⇒ 第三国発行インボイス番号が不明の場合 「Third country Invoicing」のボックスにチェック(✓)を付し、第8欄に当該インボイスを発行する者の名及び住所を記入。この場合、輸入者は税関に対し、当該輸入貨物に係る取引関係が不明するような資料を提出。</li> </ul> </li> </ul> <p><input type="checkbox"/> Third Country Invoicing      <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY</p>				
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: <ul style="list-style-type: none"> <li>the above details and statement are true and accurate.</li> <li>the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate;</li> <li>the country of origin of the good(s) described above is _____</li> </ul> Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____		10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.  Competent Authority (Competent Authority): _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ Signature: _____		

# 積送基準 リンボイス

積送基準はEPA特恵関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送ともいわれ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送する事を要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

- 以下のいずれかの書類
- ・通し船荷証券の写し
  - ・加工などが行われなかったことを示す、税関または他の権限を有する官公署が発給した証明書
  - ・その他、インド税関長が適当と認める書類

## 一般特惠（GSP）税率適用品目の扱い 日本へ輸入する場合

GSP税率適用対象品目のほとんどは、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、当該品目は日インドCEPA特惠原産規則における原産地証明書が必要になる

GSP原産地規則における原産地証明書（Form A）



日インド恵原産地規則における原産地証明書（Form JICEPA）

2017年4月1日現在、日インドCEPA特惠税率の対象外（除外）であって、一般特惠税率の適用が可能な品目は111品目ある。これら品目は、従来のGSP原産地規則における原産地証明書（Form A）が必要。

税関「一般特惠税率の適用が可能な品目（対インド）（2017年4月）」参照  
[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/tokkei/india.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/india.pdf)



# インド側関連情報

## インド税関関税率表

<http://www.cbec.gov.in/htdocs-cbec/excise/cxt2015-16/cxt-1516-idx>

## インド商工省

<http://commerce.gov.in/InnerContent.aspx?Type=InternationalTrademenu&Id=32>

The screenshot shows the website of the Central Board of Excise and Customs (CBEC), Government of India. The main heading is "Central Excise Tariff 2015-16". Below this, there is a section for "General Excise Act, 1985 (58KB)" which lists several key acts and provisions. A "THE FIRST SCHEDULE" section follows, detailing "ANIMAL PRODUCTS" (Chapters 1-4) and "VEGETABLE PRODUCTS" (Chapters 5-9).

THE FIRST SCHEDULE To the Central Excise Tariff Act, 1985 (5 of 1986) and Exemption Notifications (other than general)	
SECTION-I ANIMAL PRODUCTS	
Chapters 1-4	Chapter 1: Live Animals : Animal Products
	Chapter 2: Meat and edible meat offal
	Chapter 3: Fish and crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates
	Chapter 4: Dairy produce; edible products of animal origin, not elsewhere specified or included
SECTION-II VEGETABLE PRODUCTS	
Chapter 5-6	Chapter 5: Products of animal origin, not elsewhere specified
	Chapter 6: Live trees and other plants; bulbs, roots and the like; cut flowers & ornamental foliage
Chapter 7	Edible vegetables and roots and tubers
Chapter 8	Edible fruit and nuts; peel of citrus fruit or melons
Chapter 9	Coffee, tea, and spices

The screenshot shows the website of the Ministry of Commerce and Industry, Government of India. The main heading is "TRADE AGREEMENTS". Below this, there is a section for "Current Engagements/ Negotiations" which lists various trade agreements and negotiations, including India-ASEAN, India-Argentina, India-Colombia, and others.

**TRADE AGREEMENTS**

**Current Engagements/ Negotiations**

- Current Engagements of India in RTAs
- Agreements already concluded
  - India-ASEAN Agreement on Trade in Services
  - India-ASEAN agreement Trade in Investment
  - MoU with Argentina
  - MoU with Colombia
  - Agreement of Cooperation with Nepal to Control Unauthorised Trade
  - Agreement on Economic Cooperation between India and Finland
  - Agreement on SAARC Preferential Trading Arrangement (SAPTA)
  - Agreement on South Asia Free Trade Area SAFTA
  - Asia Pacific Trade Agreement APTA
  - CECA between The Republic of India and the Republic of Singapore
  - Comprehensive Economic Cooperation Agreement between India and Malaysia
  - India Africa Trade Agreement
  - India Chile PTA
  - India-Ecuador Joint Economic and Trade Committee (JETCO)
  - India Afghanistan PTA
  - India ASEAN Agreements
  - India Bhutan Trade Agreement
  - India Japan CEPA
  - India Korea CEPA
  - India MERCOSUR PTA
  - India Nepal Trade Treaty
  - India Sri Lanka FTA
  - SAARC Agreement on Trade in Services SATIS
  - Treaty of Transit between India and Nepal

## 関連マニュアル等

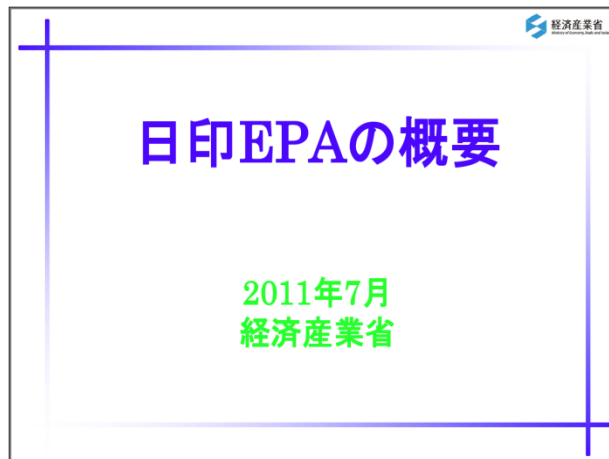
### 「原産地規則の概要」 財務省関税局業務課編

[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/india/shiryou\\_gensanchi.pdf](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/india/shiryou_gensanchi.pdf)



### 「日印EPAの概要」 経済産業省編

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/file/jiepa\\_seminar\\_meti.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/file/jiepa_seminar_meti.pdf)



### 「日インド包括的経済連携協定」 外務省編

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_india/pdfs/gaiyo.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/pdfs/gaiyo.pdf)



# 本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

**不許複製 禁無断転載**